

富士市観光基本計画推進会議設置要領

(目的及び設置)

富士市観光基本計画（以下「計画」という。）の進行管理や進捗に関し、意見又は助言を求めるとともに、計画の円滑な推進を図ることを目的に、富士市観光基本計画推進会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第1条 会議の所掌事務は、次のとおりとする

- (1) 計画の効率的かつ効果的な推進に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、計画の推進に必要な事項

(組織)

第2条 会議は次に掲げる者をもって9名以内の委員で組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) マスコミュニケーション事業関係者
- (3) 観光事業関係者
- (4) 産業関係者
- (5) イベント関係者
- (6) 公募市民
- (7) その他必要と認めたもの

(任期)

第4条 委員の任期は2年間とする。ただし委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営)

第5条 会議に委員長を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は会議を進行する。

(事務局)

第6条 事務局は富士市産業経済部富士山・観光課に置く。

(雑則)

第7条 この要領に定めるもののほか、会議の運営に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成27年6月8日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年9月8日から施行する。